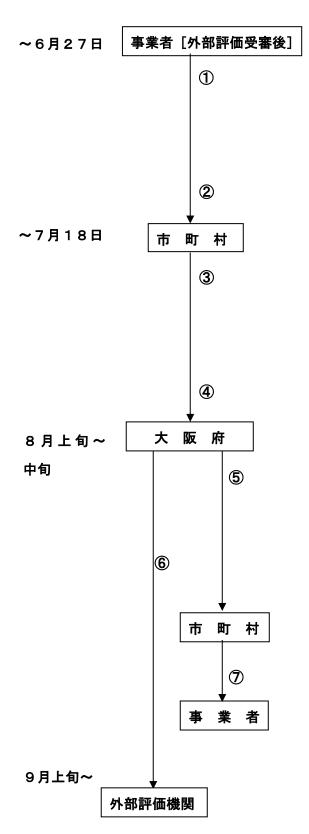
地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和の手続の流れ

<手続の流れ・時期(目安)>



<事務手続等>

事業者 [外部評価受審後] (~6月27日)

- ① 大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱第5条第1項各号に掲げる要件を全て満たすか確認する。
- ② (全て満たす場合)「地域密着型サービス外部評価実施回数緩和申請書」(様式1)を作成し、事業所を所管する市町村に提出する。

※複数の市町村において指定を受けている場合、 事業所が存する市町村への提出で足りる。

市町村(~7月18日)

- ③事業者からの申請について、要件を全て満たすかど うか審査する。
- ④審査の結果を「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について(進達)」(様式2)に記入し、事業者の申請書を添付して大阪府に送付する。 ※進達書の送付をもって市町村との協議・同意とする。

大阪府(8月上旬~中旬)

- ⑤進達の内容を確認して実施回数を緩和する事業所を 決定し、市町村に「地域密着型サービス外部評価実 施回数の緩和について(通知)」(様式3)を送付 する。
- ⑥外部評価機関に実施回数の緩和を決定した事業所の リストを送付するとともに、府のホームページにお いて掲載する。

市町村(8月下旬~)

⑦申請のあった事業者に対し、実施回数の緩和の適否 を通知する。